

監事監査報告書

2025 年 5 月 23 日

学校法人 明治学院
理 事 会 御中
評議員会 御中

私たち学校法人明治学院監事 真崎 修、榎本 誠は、私立学校法および寄附行為に基づき、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの本法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況を監査しました。その方法および結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

監事は全ての常務理事会、理事会、評議員会に出席し意見を述べたほか、理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長、総務理事、財務理事など業務執行理事から業務の報告を聴取するとともに、重要部局の責任者にヒアリングを行いました。それらを通じて学院の現況および将来の展望（事業計画、中期計画等）、教学全般の状況（入試、学生、研究支援）、明治学院教育ビジョン、本法人の法務関連の対応状況、ならびに財務の状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人である E Y 新日本有限責任監査法人から報告および重要事項についての説明を受けて意見の交換を行いました。さらに、財産目録、計算書類のほか重要な書類、資料の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

また内部統制システム整備の基本方針についてその内容を確認しました。

2. 監査の結果

監査の結果、建学の精神に立って良心的な教育を実践するために妥当な運営が行われていると認めます。また本法人の業務に関する決定および執行は適切な手続きを経て行われており、業務および財産ならびに理事の業務執行に関する不正行為および法令や寄附行為に違反する明白かつ重大な事実、認められませんでした。

3. その他の所見

- 内部統制システムが適切に機能するよう今後とも見守る必要があると思われます。
- 金融システム全体に波及するリスクが及ぼす影響について留意が必要と思われます。
- 改正私立学校法および新寄附行為に則って、改正された内容に留意しつつ、適正な法人運営がなされることを期待します。

学校法人明治学院

監 事 真 崎 修 印

監 事 榎 本 誠 印